

令和7年度 外国人児童生徒支援訪問 実施要項

1 目的

近年、本県においても、外国にルーツをもつ児童生徒の集住化と散在化が同時に進行するとともに、児童生徒の生活・学習背景も多様化してきている。そうした中、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校において、児童生徒一人一人の適応状況に応じた計画的な適応指導や日本語指導の実施が求められている。そこで、外国人児童生徒一人一人の将来の展望を見据え、学校生活への適応指導や日本語指導、さらには学習指導や進路指導等を充実したり、現在学校が抱える困り感を解消したりするために「外国人児童生徒支援訪問」を実施する。

2 対象校及び回数、訪問期日

- ・ 令和7年5月1日現在、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校等を対象に、教育支援課が行う各種訪問（小学校における教科等専門性向上計画訪問、主題研究訪問、若手・中堅教員等指導力向上訪問等）と併せて年1回実施する。
- ・ 訪問期日は、各種訪問予定日が決定し次第、市町教育委員会を通して、当該校に連絡するものとする。

3 訪問者

- ・ 教育支援課学校教育係担当者（各種訪問と併せて実施するため、当該訪問における派遣主事）

※日本語指導の加配教員（常勤及び非常勤）が配置されている学校においては、外国人児童生徒担当主事が同行する場合もある。

4 内容及び訪問日程

- ・ 外国人児童生徒教育担当者または管理職との懇談及び教育事務所からの指導助言（10分程度）（「別室での指導」など、特別の教育課程に基づく指導を行っている場合は、特別の教育課程の編成・実施状況について懇談する。）
- ・ 教育支援課が行う各種訪問と併せて実施する場合は、授業公開や授業研究会の前後に、本訪問内容を位置付けるものとする。

5 訪問に関わる資料

- ・ 特別の教育課程編成・実施計画（「特別の教育課程」実施校）
- ・ 個別の指導計画（日本語指導が必要な児童生徒について、個別の指導計画を作成している場合）
- ・ 「外国人児童生徒支援訪問 記録用紙」